

〈報道発表資料〉



健康福祉部 社会福祉課

担当 倉林

電話 048-996-2111 (内 259)

E-mail: shakaifukushi@city.yashio.lg.jp

**物価高騰対応重点支援給付金に係る補正予算を1月31日に
専決処分**

「デフレ完全脱却のための総合経済政策（令和5年1月2日閣議決定）により示された低所得者支援および定額減税を補足する給付のうち、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付金（1世帯当たり10万円）、令和5年度非課税世帯および均等割のみ課税世帯に対する子ども加算（1人当たり5万円）を給付するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、給付に関して必要となる予算を令和6年1月31日に専決処分しました。

1 具体的な予算額

| | |
|---|-------------------|
| ・ 需用費（封筒などの印刷製本費） | 1,145,000 円 |
| ・ 役務費（郵送料や振込手数料など） | 2,429,000 円 |
| ・ 委託料（申請受付などの情報処理業務委託料など） | 40,088,000 円 |
| ・ 負担金、補助金および交付金 （低所得者世帯への給付1,800世帯、子ども加算3,300人を想定） | 345,000,000 円 |
| | <hr/> |
| | 合 計 388,662,000 円 |

※令和5年度末までの事業完了が難しいことから、繰越明許費388,662,000円を設定します。

2 国からの補助金

予算の合計額388,662,000円のうち、354,470,000円については、国庫補助金の交付を受ける予定です。

3 参考資料

別添「令和5年度八潮市一般会計補正予算（第10号）に係る専決処分について」

令和5年度八潮市一般会計補正予算（第10号）に係る専決処分について

「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」により示された、低所得者支援に係る給付金を給付する予算措置について、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年1月31日に専決処分したものである。

補正予算の規模

| | |
|--------|--------------|
| 補正前予算額 | 44,215,465千円 |
| 今回補正額 | 388,662千円 |
| 補正後予算額 | 44,604,127千円 |

1 歳入

- (1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を補正する。 354,470千円
(2) 財政調整基金繰入金を補正する。 34,192千円

2 歳出

- (1) 物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯等分）の給付に係る経費を
予算化する。 388,662千円
- ・印刷製本費 (1,145千円)
 - ・通信運搬費 (1,538千円)
 - ・手数料 (891千円)
 - ・物価高騰対応重点支援給付金受付業務委託料 (14,705千円)
 - ・物価高騰対応重点支援給付金情報処理業務委託料 (25,383千円)
 - ・物価高騰対応重点支援給付金 (345,000千円)

3 繰越明許費

- 令和5年度末までの完了が難しい事業について、繰越明許費を追加する。（1件）
- ・物価高騰対応重点支援給付金給付事業（住民税均等割のみ課税世帯等分）

問い合わせ

八潮市企画財政部財政課 栗原
電話 048-996-2111 内線380